



昭和二十七年四月三日

内閣總理大臣官房総務課長

別表(三)四(各通)

平和條約に伴う朝鮮人、台灣人等に關する国籍及びノミノ籍事務の處理について(依命通知)
法務總裁官房長から別紙のとおり通知があつたので、参考のため
通知する。

法務府民事甲第四三八号

昭和二十七年四月十九日

内閣官房長官
各高裁判所事務総長官
人事院事務總長御中

柳川真文

平和條約に伴う朝鮮人、台灣人等について
一通の通知

平和條約の発効の日以後における国籍及び戸籍事務の処理について、別紙の通り當府民事局長から管下各法務局及び地方法務局の長に對して通達したので、参考までに通知する。

法務府民事甲第四三八号

昭和二十七年四月十九日

法務府民事局長

村上朝一

地方法務局長
御中

平和條約に伴う朝鮮人、台灣人等に関する国籍
及び戸籍事務の処理について（通達）

近く平和條約へ以下單に條約という。一の発効に伴い、国籍及び戸籍事務は開しては、左記によつて処理されることとなるので、これを御了知の上、その取扱に遺憾のないよう貴管下各支局及び市区町村に周知方取り計らわれたい。

第一 朝鮮及び台灣關係 記

- (一) 朝鮮及び台灣は、條約の発効の日から日本國の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台灣人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。
- (二) もと朝鮮人又は台灣人であつた者でも、條約の発効前に内地人との婚姻・縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、條約発効後も何らの手続を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。
- (三) もと内地人であつた者でも、條約の発効前に朝鮮人又は台灣人との婚姻・養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台灣人であつて、條約発効とともに日本の国籍を喪失する。
- なお、右の者については、その者が除かれた戸籍又は除籍

に国籍喪失の記載をする必要はない。

(四) 條約発効後は、縁組、婚姻、離縁、離婚等の身分行為によつて直ちに内地人が内地戸籍から朝鮮若しくは台湾の戸籍に入り、又は朝鮮人及び台灣人が右の届出によつて直ちに同地の戸籍から内地戸籍に入ることができた従前の取扱は認められないこととなる。

(五) 條約発効後に、朝鮮人及び台灣人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もつばら国籍法の規定による帰化の手続によることを要する。

なお、右帰化の場合、朝鮮人及び台灣人(一)において述べた元内地人を除く。一は、国籍法第五條第二号の「日本国民であつた者」及び第六條第四号の「日本の国籍を失つた者」に該当しない。

第二 樺太及び千島関係

樺太及び千島も、條約発効とともに日本国領土から分離されることとなるが、これらの地域に本籍を有する者は條約の発効によつて日本の国籍を喪失しないことは勿論である。

たゞこれらの者は、條約発効後は同地域が日本国領土外となる結果本籍を有しない者となるので戸籍法による就籍の手続をする必要がある。

第三 北緯二十九度以南の南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島関係

標記の諸島の地域に本籍を有する者は、條約の発効後も日本国籍を喪失するものでないことはもとより、同地域に引き続き本籍を有することができる。

右諸島のうち、沖繩その他北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の戸籍事務は、條約発効後も従前通り福岡法務局の支

裏面白紙

局である沖繩奄美大島関係戸籍事務所で取り扱われ、また、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島に本籍を有する者の戸籍事務については、條約発効の日から東京法務局の出張所として小笠原関係戸籍事務所が設置され、同事務所において取り扱われることとなる
一本月十四日附民事甲第四一六号本官通達参照。一〇

裏面白紙

別表(二)

統計委員会事務局総務課長
公正取引委員会事務局総務課長
全国選挙管理委員会事務局選挙課長
公益事業委員会事務局~~選挙~~
国家地方改訂本部総務部~~選挙~~
國家消防厅管理局総務課長
地方財政委員会事務局官房総務課長
公職選舉監査委員会事務局総務課長
外國属勢管埋委員会事務局~~選挙~~
首都建設委員会事務局文書課長
電波監理总局文書課長
特種調達厅長官官房総務課長
賠償厅長官官房秘書課長
行政管理厅長官官房秘書課長
北海厅開発厅庶務課長
地方自治厅連絡課長

別表(四)

内閣總理大臣官房人事課長
会計課長
監査課長
内閣役員官房審議室長
審議室長
社会保障審議連絡室長
官邸事務所主任
賞勲部長
理府恩給局長
統計局長
新聞出版用紙製造局長
小説情報局長
中国立世論調査所長
中央災害救助对策協議会事務局長
科学技術行政協議会事務局長
社会保障制度審議会事務局長
日本学術會議事務局長
地方行政調査委員会議事務局長
警察子弟隊本部長官官房長